

第5章 具体的な取組

I 依存症全般に共通する取組

各種依存症には、その特性や必要となる対策に共通する部分も多いことから、依存症全般にわたる対策として、下記の取組を推進することにより、依存症の発生・進行・再発の各段階に応じた適切な支援を行います。

1 発生を予防する

依存症の発生を予防するためには、若い頃から飲酒や薬物の使用、ギャンブル等に関する正しい知識を身につけておくことが重要であるため、一般県民への周知広報に加え、教育の現場等を通じた若い世代への普及啓発に力を入れて取り組みます。

(1) 教育と啓発

各種依存症に対する県民の正しい理解を促進するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 県内大学等を訪問するなどして、若年層を対象とした啓発セミナー等を実施します。 【こころの健康センター】
- イ 学校における依存症に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした研修会や会議等の場において、依存症の現状や心身に及ぼす影響等について周知します。 【教育委員会（健康体育課）】
- ウ 一般県民を対象に、各種依存症に対する正しい理解を促進し、偏見を解消するための普及啓発を行う県民セミナーを開催します。 【こころの健康センター】
- エ 新聞等の広報媒体を活用した啓発を行うほか、依存症に関するリーフレット、ポスター、カード等の広報資材を作成し、関係機関に広く配布するなどの周知広報に取り組みます。 【こころの健康センター】

2 進行を予防する

こころの健康センターや保健福祉事務所等が中心となって、各種依存症に関する相談支援の場所を確保するとともに、一般医療機関を含む関係機関や自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者を適切な医療や支援につなげることにより、依存症の進行を予防します。

(1) 早期介入への取組

依存症の予防や早期発見・早期支援のための体制を整備するため、以下の施策に取り組めます。

- ア 依存症相談拠点において、電話、面接、メールによる相談を実施し、対応の助言や回復支援機関への案内を行います。 【こころの健康センター】

- イ 保健福祉事務所の精神保健相談担当者や、市及び保健福祉事務所の生活保護相談担当者、あるいは民生委員など、潜在的な依存症者等と接する機会がある地域の支援者を対象として、早期発見・早期介入のための地域生活支援者研修を開催します。 【こころの健康センター】

(2) 医療の充実と連携

依存症の当事者が、その居住する地域にかかわらず、身近な場所で必要な時に十分な医療を受けることができる体制を整備するため、以下の施策に取り組めます。

- ア 各種依存症に係る治療拠点機関の設置及び専門医療機関数の増加に向けて、県内の医療機関等に対し、指定制度に関する周知、啓発等を行います。 【障害政策課】

- イ 依存症地域支援連携会議（アルコール・薬物、ギャンブル等、ゲームの各分科会）を開催し、保健・医療・福祉・司法等の関係者間で情報や課題を共有します。 【こころの健康センター】

(3) 関連問題への対応

依存症に関連した自殺や事故、事件などの発生を防止することを目的に、地域の関係機関が連携し、当事者やその家族を適切な支援につなぐため、以下の施策に取り組みます。

- ア 依存症を契機とした自殺の防止を図るため、自殺対策のホームページを活用して、依存症に関する相談窓口の周知等を行います。

【障害政策課、こころの健康センター】

- イ こころの健康センター及び保健福祉事務所において依存症関連事案に係る情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携して治療や支援へ繋がります。

【こころの健康センター、各保健福祉事務所】

- ウ 地域の潜在的な依存症当事者と関わる機会が多いと考えられる警察に対し、啓発資材などを活用して相談窓口を周知します。 【こころの健康センター】

- エ 保健福祉事務所の精神保健相談担当者や、市及び保健福祉事務所の生活保護相談担当者、あるいは民生委員など、潜在的な依存症者等と接する機会がある地域の支援者を対象として、早期発見・早期介入のための地域生活支援者研修を開催します。 【再掲】 【こころの健康センター】

- オ 依存症地域支援連携会議（アルコール・薬物、ギャンブル等、ゲームの各分科会）を開催し、保健・医療・福祉・司法等の関係者間で情報や課題を共有します。 【再掲】 【こころの健康センター】

(4) 相談支援の推進

相談から治療、回復支援に関係する機関の連携を図ることにより、依存症の当事者とその家族が適切な支援を受けられる体制を構築するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 依存症相談拠点において、電話、面接、メールによる相談を実施し、対応の助言や回復支援機関への案内を行います。【再掲】 【こころの健康センター】
- イ 広報用リーフレットを活用し、関係機関に対して依存症相談拠点が実施する相談事業に係る周知広報を行います。 【こころの健康センター】
- ウ 啓発資材等を活用した相談窓口（依存症相談拠点等）の周知や地域の社会資源（自助グループ等）の案内などを行います。
【こころの健康センター、各保健福祉事務所】
- エ 医師や保健師等による「こころの健康相談」を実施し、依存症当事者やその家族からの相談に応じます。 【こころの健康センター、各保健福祉事務所】
- オ 依存症地域支援連携会議（アルコール・薬物、ギャンブル等、ゲームの各分科会）を開催し、保健・医療・福祉・司法等の関係者間で情報や課題を共有します。【再掲】 【こころの健康センター】

3 再発を予防する

依存症の再発予防のためには、社会全体が依存症当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者の円滑な社会復帰を後押しするための取組を推進します。

（１）社会復帰の支援

依存症当事者が円滑に社会復帰することができるよう、当事者や家族を主な対象として、以下の施策に取り組みます。

- ア 依存物質や嗜癖行動を断ち続けるには専門的な支援が必要であることから、依存症当事者を対象に、依存症との付き合い方を学ぶ依存症回復プログラム「ぐんま〜ぷ」を開催します。 【こころの健康センター】

イ 依存症当事者を支援する上で、その家族が当事者と適切に関わることが重要であることから、依存症家族を対象に当事者との接し方などを学ぶ家族教室を開催します。 【こころの健康センター】

ウ 地域の支援者等が自助グループ及び民間団体の活動を知ることで、依存症当事者及びその家族にそれらの団体を紹介するなどの支援が円滑に行えるよう、研修会等でメンバーによるメッセージ活動の機会を設けます。

【こころの健康センター】

(2) 民間団体との連携

依存症者及びその家族が、地域において自助グループや民間団体から必要なときに必要な支援を受けることができる環境を整備するため、以下の施策に取り組みます。

ア 地域の支援者等が自助グループ及び民間団体の活動を知ることで、依存症当事者及びその家族にそれらの団体を紹介するなどの支援が円滑に行えるよう、研修会等でメンバーによるメッセージ活動の機会を設けます。

【再掲】

【こころの健康センター】

イ 家族教室や依存症当事者が参加する依存症回復プログラム「ぐんま〜ぷ」等の機会を活用し、回復者による体験談などを通じて自助グループの紹介を行います。 【こころの健康センター】

ウ 依存症当事者やその家族が地域において利用可能な社会資源をわかりやすく示したマップを作製し、毎年更新してホームページに掲載します。

【こころの健康センター】

エ 啓発資材等を活用した相談窓口（依存症相談拠点等）の周知や地域の社会資源（自助グループ等）の案内などを行います。 【再掲】

【こころの健康センター、各保健福祉事務所】

オ 医師や保健師等による「こころの健康相談」を実施し、依存症当事者やその家族からの相談に応じます。【再掲】

【こころの健康センター、各保健福祉事務所】

4 基盤を整備する

発生予防、進行予防及び再発予防におけるそれぞれの取組を確実に推進するため、関係機関における人材等の基盤を整備します。

(1) 人材養成

依存症当事者及びその家族を支援する人材を育成するため、以下の施策に取り組みます。

ア 保健福祉事務所の精神保健相談担当者や、市及び保健福祉事務所の生活保護相談担当者、あるいは民生委員など、潜在的な依存症者等と接する機会がある地域の支援者を対象として、早期発見・早期介入のための地域生活支援者研修を開催します。【再掲】

【こころの健康センター】

(2) 相談拠点及び治療拠点等の整備

依存症当事者及びその家族が、適切な相談や質の高い治療を受けることのできる環境を整備するため、以下の施策に取り組みます。

ア 依存症相談拠点の職員による依存症対策に係る各種研修会の受講等を通じて、専門性とスキルの向上に努めることにより、相談支援の質の維持・向上を図ります。

【こころの健康センター】

イ 県内の精神科病院に対して、依存症対策全国センター等が実施する研修を周知し、医療従事者の参加を推進します。

【障害政策課】

ウ 各種依存症に係る治療拠点機関の設置及び専門医療機関数の増加に向けて、県内の医療機関等に対し、指定制度に関する周知、啓発等を行います。

【再掲】
【障害政策課】

(3) 地域における連携体制の構築

地域において依存症当事者及びその家族が、切れ目のない支援を受けることのできる体制を整備するため、以下の施策に取り組みます。

ア 県内の精神科病院に対して、依存症対策全国センター等が実施する研修を周知し、医療従事者の参加を推進します。【再掲】 【障害政策課】

イ 依存症地域支援連携会議（アルコール・薬物、ギャンブル等、ゲームの各分科会）を開催し、保健・医療・福祉・司法等の関係者間で情報や課題を共有します。【再掲】 【こころの健康センター】

Ⅱ アルコール健康障害対策

酒類は県民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、酒類に関する伝統と文化は国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となりえます。

アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いとされています。

特に、糖尿病や高血圧等の身体疾患との関連が強いことから、治療に従事する医療機関に SBIRTS¹⁷等の考え方を啓発していくことが重要です。また、アルコール健康障害は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することなどにも留意し、以下の施策に取り組むこととします。

※本項目では、「Ⅰ 依存症全般に共通する取組」以外のアルコール健康障害対策に特化した内容の取組のみをまとめています。

1 発生を予防する

飲酒に伴うリスクや、アルコール健康障害について正しく理解した上で、お酒と上手に付き合っていける社会を作るための教育や啓発を推進するとともに、酒類関係事業者等による不適切な飲酒の誘引を防止するための取組を促進することで、アルコール健康障害及びアルコール関連問題の発生を予防します。

(1) 教育と啓発

飲酒に伴うリスクに関する知識を普及するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 産科や市町村の母子保健と連携し、妊娠中、授乳中の女性が飲酒しない環境づくりを推進するため、胎児や乳児に影響を及ぼす飲酒についての知識を普及啓発します。 【児童福祉・青少年課】

17 SBIRTS (エスパーツ) アルコールが原因で内科などを受診されている者にできるだけ早期に無理なくアルコール依存症の治療を進めるための手順 (スクリーニング、簡易介入、専門医療機関への紹介、自助グループへのつながりなど)。

イ アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）において、関係機関へのポスターの配付を行い、アルコール依存症や相談機関等に関する啓発を行います。

【障害政策課】

ウ アルコールの問題を背景とした身体疾患等による医療機関への受診や相談を機に、当事者を適切な診断や対応等につなぐことができるよう、産業医及びかかりつけ医等を対象としたアルコール問題対応力向上研修会を開催します。

【こころの健康センター】

エ 飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。

【警察本部（運転管理課）】

オ 交通労働災害の防止の観点から、各種講習会等の機会を活用し、飲酒運転を含む各違反行為に基づく事故発生事例を紹介するなど、企業内における安全管理意識の向上を図ります。

【警察本部（交通企画課）】

（２）適切な販売・提供

国、県及び酒類関係事業者が連携し、不適切な飲酒の誘引を社会全体で防止するため、以下の施策に取り組みます。

ア 未成年者への酒類販売禁止の周知を徹底するため、税務署等と連携し、未成年者飲酒防止強調月間にあわせて行われる街頭キャンペーン等の実施に協力します。

【児童福祉・青少年課】

イ 酒類業者に対し、群馬県青少年健全育成条例に定める青少年への販売禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修実施団体や税務署等と連携し、酒類販売管理研修における講話等により一層の充実を図ります。

【児童福祉・青少年課】

- ウ 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて 20 歳未満の者への酒類提供の禁止の周知を徹底します。 【警察本部（生活安全企画課）】
- エ 酒類を販売又は提供する業者による 20 歳未満の者への酒類販売・供与について、取締りを強化します。 【警察本部（子供・女性安全対策課）】
- オ 風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、取締りを強化します。 【警察本部（子供・女性安全対策課）】
- カ 少年補導活動において、酒類を飲用等した少年の発見に努め、補導を実施します。 【警察本部（子供・女性安全対策課）】

2 進行を予防する

アルコール依存症は、アルコールの影響による身体疾患の問題も同時に引き起こすことが多いことを踏まえ、特定保健指導の機会などを通じた取組を推進することにより、アルコール健康障害およびアルコール関連問題の進行を予防します。

(1) 早期介入への取組

地域や職域におけるアルコール健康障害の予防や早期発見・早期支援のための体制を整備するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 特定保健指導の中で適切な減酒支援が行えるよう、保健指導に関わる支援者の育成に取り組みます。 【健康長寿社会づくり推進課】
- イ アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）において、関係機関へのポスターの配付を行い、アルコール依存症や相談機関等に関する啓発を行います。
【再掲】 【障害政策課】

(2) 医療の充実と連携

アルコール依存症等の疑いのある人が、必要に応じて質の高い医療を受けられるよう、地域における一般医療機関と専門医療機関の連携を推進するため、以下の施策に取り組みます。

- ア アルコールの問題を背景とした身体疾患等による医療機関への受診や相談を機に、当事者を適切な診断や対応等につなぐことができるよう、産業医及びかかりつけ医等を対象としたアルコール問題対応力向上研修会を開催します。

【再掲】

【こころの健康センター】

(3) 関連問題への対応

飲酒運転や酩酊による事故等を起こした者やその家族について、地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 前橋刑務所の再犯防止等に係る教育プログラムにおいて、アドバイザーとして指導助言することを通じて、本人の回復に向けた取組を支援します。

【こころの健康センター】

- イ 精神保健福祉法に基づく 23 条等通報対応後、管轄の保健所、保健福祉事務所等に本人または家族の同意の元、情報を共有します。【こころの健康センター】

- ウ 飲酒取消講習において、アルコール依存症、飲酒習慣からの脱却、相談先・治療機関等について説明・教示し、随時受講者からの相談に対応します。

【警察本部（運転管理課）】

- エ 酩酊による事故、暴力・虐待、又は自殺未遂等を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合、又はアルコール依存症等の者を保護した場合には、必要に応じ、警察から保健福祉事務所・保健所につなぐよう努めます。

【警察本部（生活安全企画課）】

オ こころの健康センターや警察等から情報提供を受けた際に、対象者やその家族からの相談に応じます。 【各保健福祉事務所】

3 再発を予防する

アルコール健康障害の再発予防のためには、社会全体が依存症当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

※関連施策は「Ⅰ 依存症全般に共通する取組」に掲載済。

4 基盤を整備する

発生予防、進行予防及び再発予防におけるそれぞれの取組を確実に推進するため、関係機関における人材等の基盤を整備します。

(1) 人材養成

依存症当事者を支援する人材を育成するため、以下の施策に取り組みます。

ア 特定保健指導の中で適切な減酒支援が行えるよう、研修会を開催するなど、保健指導に関わる支援者の育成に取り組みます。 【健康長寿社会づくり推進課】

イ アルコールの問題を背景とした身体疾患等による医療機関への受診や相談を機に、当事者を適切な診断や対応等につなぐことができるよう、産業医及びかかりつけ医等を対象としたアルコール問題対応力向上研修会を開催します。

【再掲】

【こころの健康センター】

Ⅲ ギャンブル等依存症対策

本県には、公営競技場が3箇所存在し、多くの人が公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。また、昨今では違法性のあるインターネットでのギャンブル（オンラインカジノ等）も問題となっております。

特に、ギャンブル等依存症の当事者やその家族は、依存症に対する自覚がないままに金銭トラブルの解決を目的として、債務整理関係の相談を行うことが多いといった特性があることなどを踏まえ、以下の施策に取り組むこととします。

※本項目では、「Ⅰ 依存症全般に共通する取組」以外のギャンブル等依存症対策に特化した内容の取組のみをまとめています。

1 発生を予防する

ギャンブル等依存症については、20歳未満の者に対するものを初めとする不適切なギャンブルへの誘因を防止することが重要な対策となることから、公営競技等の事業者や警察等と連携して、ギャンブル等に対する適切なアクセス制限などに取り組みます。

(1) 適切なアクセス制限・環境整備

県民が適切に公営競技に参加し、かつ違法なギャンブル等が行われないよう、以下の施策に取り組めます。

ア 関係事業者等（前橋競輪、ボートレース桐生、伊勢崎オートレース場、群馬県遊技業協同組合）による取組は、以下のとおりです。

< 広報・啓発 >

- ・場内にポスターを掲示し、ギャンブル依存症問題に関する啓発を実施しています。
- ・ホームページにギャンブル依存症に関する相談窓口へのリンクを表示しています。
- ・場内のデジタルサイネージに、ギャンブル依存症啓発動画を表示しています。

<20歳未満の者の利用禁止等>

- ・車券の裏に20歳未満の車券購入はできないことを表記しています。
- ・記載台に20歳未満の車券購入は出来ないことを貼付し、周知しています。

<アクセス制限等>

- ・本人または家族の申告による入場制限を実施しています。

<本人、家族等への相談支援>

- ・相談者やその家族に対し、必要に応じて公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の連絡先を紹介しています。

【前橋競輪場】

<広報・啓発>

- ・場内へのポスターの掲示や出走表・ホームページ等による注意喚起など、ギャンブル依存症問題に関する啓発を実施しています。
- ・場内において行政、関係団体等が作成した啓発資料等を配布しています。

<20歳未満の者の利用禁止等>

- ・20歳未満と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を実施し、20歳未満の者による舟券の購入を防止しています。
- ・20歳未満の者の舟券購入制限を出走表・ホームページ等に掲載し、場内アナウンスで注意喚起を行っています。

<アクセス制限等>

- ・本人または家族の申告による入場制限を実施しています。

<本人、家族等への相談支援>

- ・相談者やその家族に対し、必要に応じて一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターやこころの健康センター、その他関係機関を紹介しています。

【ボートレース桐生】

<広報・啓発>

- ・市で作成するポスター、チラシ、カレンダー、出走表等全ての印刷物に注意喚起標語（車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。）を掲載しています。
- ・CS放送内でも適宜注意喚起標語をアナウンスしています。
- ・注意喚起標語ステッカーを勝車投票券の自動発売機に貼付しています。
- ・ギャンブル等依存症関連のリーフレットをインフォメーションコーナーに配架しています。
- ・過度に射幸心をあおる内容にならないように広告を実施しています。

<20歳未満の者の利用禁止等>

- ・20歳未満と思われる者に対し、警備員による声かけ及び身分証明書等による年齢確認を実施しています。

<アクセス制限等>

- ・本人または家族の申告による入場制限を実施しています。

【伊勢崎オートレース場】

<広報・啓発>

- ・ホール内のポスター掲示をはじめ、ホール折込チラシ、ホール貼付ステッカー、安心パチンコ・パチスロアドバイザー等のホールスタッフによる紹介など、ホールを経由した様々なツールによって、相談窓口である「リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）」を周知しています。
- ・ぱちんこへの依存防止対策の講習を受けた「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」をホールに配置しています。
- ・毎年5月14日～20日までの「ギャンブル等依存症問題啓発週間」において、集中的かつ効果的に運動を展開しています。

<18歳未満立入禁止対応の徹底>

- ・18歳未満の可能性のある者に対し、原則身分証明書等の年齢確認書類による確認を行うとともに、ポスターやチラシにより徹底を図っています。

＜アクセス制限等＞

- ・本人または家族の申告により、来店上限回数・遊技上限時間・入店制限を行っています。

【群馬県遊技業協同組合】

- イ 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者をギャンブルに参加させないための各種取組について指導を徹底します。

【警察本部（生活安全企画課）】

- ウ 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて違法なギャンブル等の排除及び風俗環境の浄化推進に関する各種取組について指導を徹底します。

【警察本部（生活安全企画課）】

2 進行を予防する

ギャンブル等依存症については、金銭トラブルなどが関連する特有の課題があることを踏まえ、関係機関と連携してギャンブル等依存症の進行及び関連する問題の深刻化を予防します。

（1）関連問題への対応

ギャンブルによる借金問題、もしくは犯罪等を起こした者やその家族について、地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築するため、以下の施策に取り組みます。

- ア 電話や面接による相談や多重債務者無料相談等における対象者からの相談の中で、依存症に関連する問題が確認できた場合には、適切な相談窓口を案内します。 【消費生活課、各保健福祉事務所】

- イ 多重債務者に対して、弁護士や司法書士等専門家による法律相談とあわせて、支援団体による生活再建相談、保健師等によるこころの相談を組み合わせ、再び多重債務に陥らないよう助言等を行います。 【消費生活課】

(2) 相談支援の推進

依存症当事者及びその家族が相談する可能性が高い多重債務等に係る相談などの機会を活用することにより、早期に適切な支援につなげるため、以下の施策に取り組みます。

- ア 電話や面接による相談や多重債務者無料相談等における対象者からの相談の中で、依存症に関連する問題が確認できた場合には、適切な相談窓口を案内します。【再掲】 【消費生活課、各保健福祉事務所】

3 再発を予防する

ギャンブル等依存症の再発予防のためには、社会全体が依存症当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら協力して支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

※関連施策は「Ⅰ 依存症全般に共通する取組」に掲載済。

4 基盤を整備する

発生予防、進行予防及び再発予防におけるそれぞれの取組を確実に推進するため、関係機関における人材等の基盤を整備します。

※関連施策は「Ⅰ 依存症全般に共通する取組」に掲載済。

IV 薬物依存症対策及びゲーム依存症対策

県では、群馬県薬物乱用対策実施要綱等に基づき薬物乱用対策事業計画を毎年度策定し、群馬県薬物乱用対策推進本部関係団体及び関係機関が各種事業を実施しています。本計画においても、薬物乱用対策事業計画との整合性を取りながら、各種施策を推進することとしています。

2019年5月には、いわゆるゲーム依存がWHO（世界保健機関）の疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-11）に「ゲーム障害」として位置づけられるなど、過剰なゲーム使用による問題が指摘されるようになってきています。ゲームとは上手に付き合いながら生活することが重要ですが、昨今のオンラインゲームの普及に伴い、課金による金銭トラブルが発生するなど、ギャンブル等依存症とも共通する部分もあります。加えてゲーム依存については、20歳未満の若者への普及啓発が重要である点にも留意しながら、各種施策を推進してまいります。

※本項目では、「I 依存症全般に共通する取組」以外の薬物依存症及びゲーム依存症対策に特化した内容の取組のみをまとめています。

1 発生を予防する

薬物依存、ゲーム依存についても、その発生を予防するためには、若い頃から関連する正しい知識を身につけておくことが重要であるため、一般県民への周知広報に加え、教育の現場等を通じた若い世代への普及啓発に力を入れて取り組めます。

（1）教育と啓発

薬物やゲーム依存等に関する知識を普及するため、以下の施策に取り組めます。

ア 学校からの依頼により、薬物依存やゲーム依存に関する正しい知識の理解促進のため、児童生徒や保護者、教職員などを対象に講話を行います。【こころの健康センター、各保健福祉事務所、警察本部（子供・女性安全対策課）】

イ 地域の状況に応じて、駅前等において主に高校生を対象とした薬物乱用防止に係る普及啓発のためのキャンペーンを行います。【各保健福祉事務所】

ウ 薬物依存症や薬物乱用の危害等、薬物に対する正しい知識の普及啓発を行うため、各種運動や薬物乱用防止講習会等を実施し、薬物問題に対する正しい認識の普及啓発を図ります。 【薬務課】

エ 県民及び関係機関を対象とした、ゲーム依存症についての正しい知識を広め、ゲーム依存症の予防を目指すゲーム依存症普及啓発セミナーを開催します。

【こころの健康センター】

2 進行を予防する

こころの健康センターや保健福祉事務所等が中心となって、相談支援の場所を確保するとともに、一般医療機関を含む関係機関や自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者を適切な医療や支援につなげることにより、薬物依存症やゲーム依存症の進行を予防します。

(1) 医療機関の充実と連携

ゲーム依存症の当事者が医療機関等で適切な支援が受けられるよう、以下の施策に取り組みます。

ア ゲーム依存症について知識を深め、医療機関を含めた関係機関の相談支援技術の向上を目指す、ゲーム依存支援者研修会を開催します。

【こころの健康センター】

(2) 相談支援の推進

薬物依存症、ゲーム依存症に係る支援者の相談支援技術の向上を図るとともに、当事者や家族がより身近な地域で相談ができる体制を構築するため、以下の施策に取り組みます。

ア 薬物問題に係る行政、司法、医療等の各関係機関職員を対象に、薬物相談への対応能力を強化し、併せて依存症全般に関する知識や本人・家族への支援に必要な知識、相談技術を向上させることを目的とした回復支援者研修を実施します。 【薬務課、こころの健康センター】

イ 薬物問題で困っている本人や家族等の関係者を対象に、こころの健康センター、薬務課、中核市保健所、県保健福祉事務所に薬物相談窓口を設置し、麻薬・覚醒剤等に関する一般的な相談に応じます。

【薬務課、各保健福祉事務所】

ウ ゲーム依存症についての知識を深め、医療機関を含めた関係機関の相談支援技術の向上を目指すゲーム依存支援者研修会を開催します。【再掲】

【こころの健康センター】

3 再発を予防する

依存症の再発予防のためには、社会全体が依存症当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループ及び民間団体と連携して依存症当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

(1) 社会復帰の支援

薬物依存の当事者が適切に社会復帰につながるよう、以下の施策に取り組みます。

ア 薬物問題に係る行政、司法、医療等の各関係機関職員を対象に、薬物相談への対応能力を強化し、併せて依存症全般に関する知識や本人・家族への支援に必要な知識、相談技術を向上させることを目的とした回復支援者研修を実施します。【再掲】

【薬務課、こころの健康センター】

イ こころの健康センターの職員を派遣することにより、前橋刑務所や前橋保護観察所が実施する薬物の再使用を防ぐためのプログラムに協力します。

【こころの健康センター】

ウ 薬物依存症の当事者と地域支援とのつながりを高める「VBP（Voice Bridge Project）¹⁸」に参加し、対象者の情報収集を行い適切な支援を実施します。

【こころの健康センター】

4 基盤を整備する

発生予防、進行予防及び再発予防におけるそれぞれの施策や取組を確実に推進するため、関係機関における人材等の基盤を整備します。

（１）人材養成

依存症当事者及びその家族を支援する人材を育成するため、以下の施策に取り組みます。

ア 薬物問題に係る行政、司法、医療等の各関係機関職員を対象に、薬物相談への対応能力を強化し、併せて依存症全般に関する知識や本人・家族への支援に必要な知識、相談技術を向上させることを目的とした回復支援者研修を実施します。【再掲】

【薬務課、こころの健康センター】

イ ゲーム依存症についての知識を深め、医療機関を含めた関係機関の相談支援技術の向上を目指すゲーム依存支援者研修会を開催します。【再掲】

【こころの健康センター】

¹⁸ 薬物事犯で保護観察の対象となった方に、生活状況、健康状態、薬物の使用状況について調査を行うコホート調査であると同時に、医療機関やダルク、自助グループなど、本人のニーズに沿った支援機関へとつながることを促進する支援事業でもある。